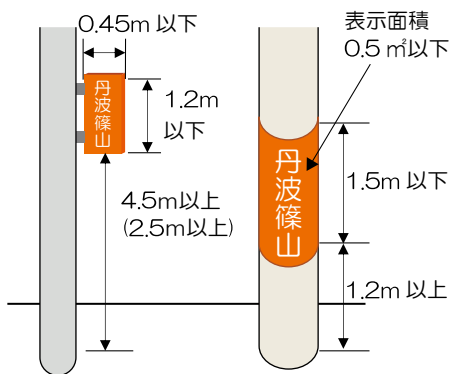


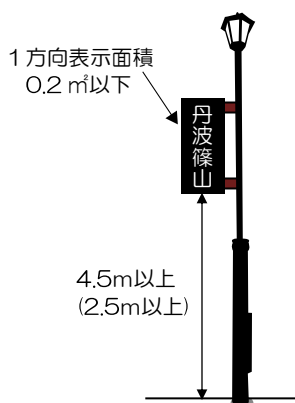
### (3)各地域共通の個別基準適用の広告物

#### 1) 電柱利用広告



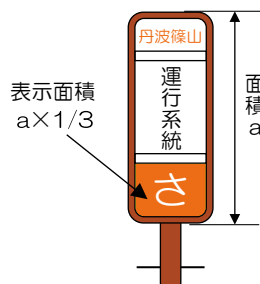
区分	基準
規格	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下
数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻き付けるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	各地域の色彩基準を参照
その他の表示方法	突出するものは ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

#### 2) 街灯利用広告



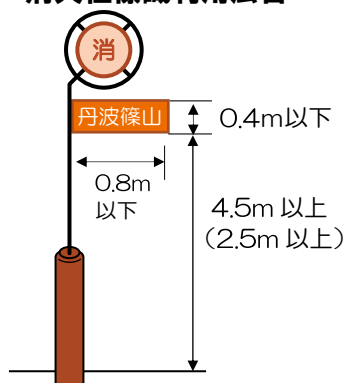
区分	基準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
1方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	各地域の色彩基準を参照
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ②厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

#### 3) バス停留所標識利用広告



区分	基準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数量	1個
色彩	各地域の色彩基準を参照
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

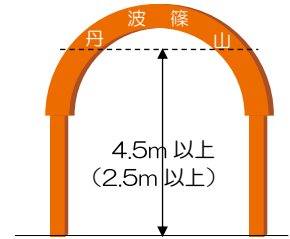
#### 4) 消火栓標識利用広告



区分	基準
規格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	各地域の色彩基準を参照

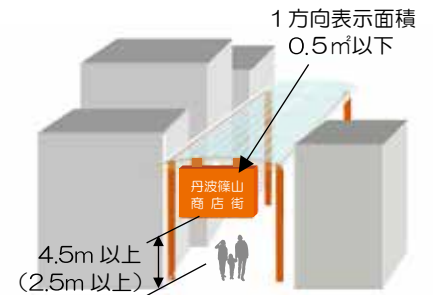
## 5) アーチ利用広告

区分	基準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



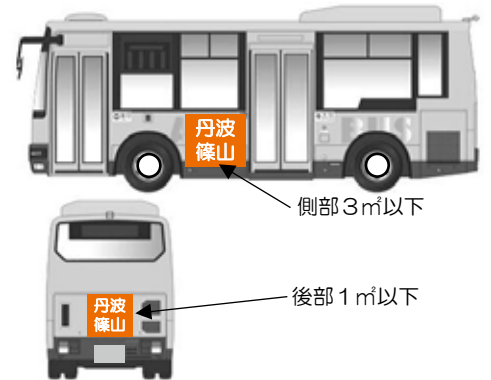
## 6) アーケード利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



## 7) 自動車表示広告

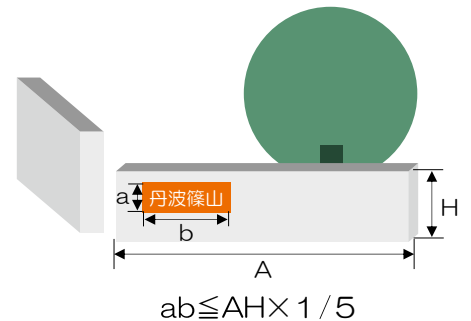
区分	基準
色彩等	宣伝車(※)は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下（フィルムを張り付ける場合は除く）
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと



※宣伝車 自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝車用自動車を用いる。

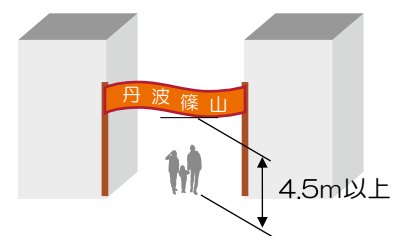
## 8) 垣・塀利用広告

区分	基準
表示面積の合計	①第1種地域から第4種地域は1枚当たり5㎡以下 第5種地域は1枚当たり7㎡以下 第6種地域は1枚当たり10㎡以下 第7種地域は1枚当たり15㎡以下 ②掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと



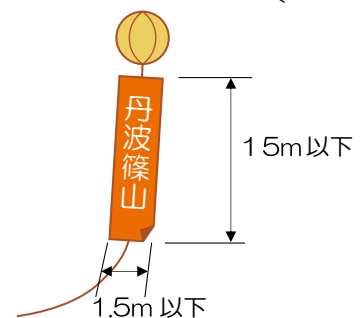
## 9) 広告幕（壁面を利用するものを除く）

区分	基準
道路面からの高さ	横断幕は4.5m以上

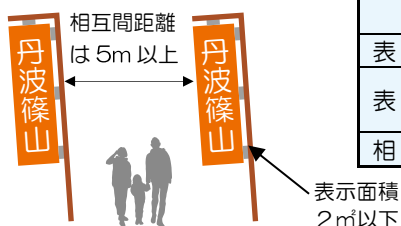


## 10) アドバルーン

区分	基準
規格等	幅1.5m以下、高さ15m以下

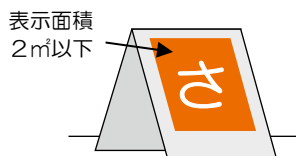


## 11) 広告旗



区分	基準
表示面積	2㎡以下
表示面積の合計	第5種地域・第6種地域 10㎡以下 第7種地域 20㎡以下
相互距離	広告旗の相互間距離は5m以上とすること

## 12) 置看板・立看板



区分	基準
1方向の表示面の面積	2㎡以下
掲出場所	道路路上には設置しないこと

# 10. 特例基準(条例第15条)

## 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物を掲出する場合の特例

### (1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物であること

(ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(エ) 上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行なう店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が500㎡を超えるもの

(オ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

### (2) 各地域における許可の基準

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚（基・個） 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき1枚（基・個）					
自己敷地内建植え広告	表示面積	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	15㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計7㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計10㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計15㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる
	数量	3枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	3枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	4枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	4枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	5枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
	その他	①建築物の壁面から突出させないこと ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止			①ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする						

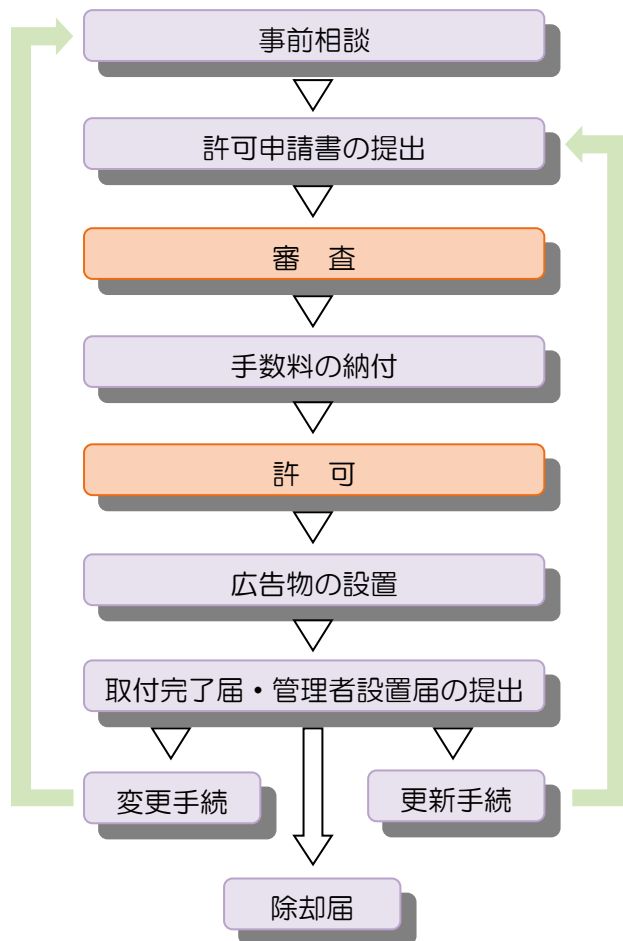
区 分	第7種地域		
	(1) のアの (ア) から (エ) までに掲げる店舗		(1) のアの (オ) に掲げる施設
	店舗面積 3,000㎡以上	店舗面積 500㎡超 3,000㎡未満	
壁面利用広告の表示方法	同一意匠は1壁面に1枚(基・個) 但し、出入口が複数ある場合は出入口につき1枚(基・個)		
自己敷地内建植え広告	数 量	敷地に接する道路ごとに2基以下 但し、駐車場表示広告物等(※)は基数に算入しないことができる	2基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
	その他表示方法	① 広告物の上端の地上からの高さが5mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 ② 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする	

※駐車場表示広告物 駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物

## 11. 許可申請手続き

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物を除いて、あらかじめ市長の許可が必要です。また、広告物等を変更(表示内容の変更、改造、移転等)する場合についても許可が必要です。

### (1) 許可手続きの流れ



### (2) 許可申請等の必要書類

(条例第8条、第17条第1項、同条第2項)

提出書類	新規変更	更新
屋外広告物許可申請書 (正副2部)	●	●
付近見取図、掲出場所の状況が分かるカラー写真(直近3ヶ月以内に撮影したもの)	●	●
広告物等の形状、材料、構造に関する仕様書・構造図	●	—
広告物の色彩、意匠、表示面積を明らかにした模写図	●	—
建築物を利用するものは、建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面、既存広告物の模写図、カラー写真	○	—
道路等までの距離、交通信号機、踏切までの距離、他の広告物との相互距離を明らかにした図面	○	—
他人の土地、建築物、物件に掲出する場合は許可書・承諾書・賃貸契約書等の写し	○	○
屋外広告物自己点検結果報告書	—	●
委任状(広告主が申請手続きを他人に委任する場合)	○	○
その他必要と認める図書等	○	○

●：提出が必須となる書類

○：該当する場合に必要な書類